

<p style="text-align: center;">番 号</p>	<p>① 陳情 第 14 号  ② 陳情 第 15 号  ③ 陳情 第 16 号  ④ 陳情 第 17 号  ⑤ 陳情 第 18 号  ⑥ 陳情 第 19 号  ⑦ 陳情 第 20 号  ⑧ 陳情 第 21 号  ⑨ 陳情 第 22 号  ⑩ 陳情 第 23 号  ⑪ 陳情 第 24 号  ⑫ 陳情 第 26 号  ⑬ 陳情 第 28 号  ⑭ 陳情 第 29 号  ⑮ 陳情 第 30 号  ⑯ 陳情 第 33 号  ⑰ 陳情 第 34 号  ⑱ 陳情 第 35 号  ⑲ 陳情 第 36 号  ⑳ 陳情 第 37 号  ㉑ 陳情 第 39 号  ㉒ 陳情 第 40 号  ㉓ 陳情 第 42 号</p>	<p style="text-align: center;">受理年月日</p>	<p>① 令 6. 10. 16  ② 令 6. 10. 17  ③ 令 6. 10. 18  ④ 令 6. 10. 21  ⑤ 令 6. 10. 22  ⑥ 令 6. 10. 23  ⑦ 令 6. 10. 24  ⑧ 令 6. 10. 25  ⑨ 令 6. 10. 28  ⑩ 令 6. 10. 29  ⑪ 令 6. 10. 30  ⑫ 令 6. 10. 31  ⑬ 令 6. 11. 5  ⑭ 令 6. 11. 6  ⑮ 令 6. 11. 7  ⑯ 令 6. 11. 8  ⑰ 令 6. 11. 11  ⑱ 令 6. 11. 12  ⑲ 令 6. 11. 13  ⑳ 令 6. 11. 15  ㉑ 令 6. 12. 5  ㉒ 令 6. 12. 9  ㉓ 令 6. 12. 10</p>
<p style="text-align: center;">件 名</p>	<p>① 報道機関と傍聴者の公平な扱いを求めることについて  ② 委員会傍聴の許可制廃止を求めることについて  ③ 議運協議における永谷さよこ議員への発言機会の提供について  ④ 個人情報保護と市議会基本条例の遵守を求めることについて  ⑤ 委員会のインターネット配信を求めることについて  ⑥ 委員会視察の本会議報告を求めることについて  ⑦ 情報公開の改善を求めることについて  ⑧ 議員活動の透明性向上を求めることについて  ⑨ 住民参加の推進を求めることについて</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ メールやLINEなどによる請願書等の受付を求めることについて</li> <li>⑪ 海外視察旅行より市内視察旅行を増やすことについて</li> <li>⑫ 会派規則の公開を求めることについて</li> <li>⑬ 開かれた委員会を求めることについて</li> <li>⑭ 市議会図書室の一般利用において議長許可を不要とする規程変更等を求めることについて</li> <li>⑮ 政務活動費で作成した印刷物等の成果品を市議会図書室において保管・公開するよう求めることについて</li> <li>⑯ 本会議中継において議員の顔が映る映像を求めることについて</li> <li>⑰ 本会議中継に係る視聴回数の公開を求めることについて</li> <li>⑱ 本会議中継のYouTube配信への変更を求めることについて</li> <li>⑲ 鹿児島市公式X等のSNSにおける委員会の開催告知を求めることについて</li> <li>⑳ 鹿児島市議会基本条例の一部変更を求めることについて</li> <li>㉑ 議場の有効活用を求めることについて</li> <li>㉒ 開示決定された公文書のメールでの送付を求めることについて</li> <li>㉓ 本会議・委員会に出席する当局職員の減員を求めることについて</li> </ul>
結 果	令和7. 3. 21第1回定例会で不採択
付託委員会	議会運営委員会
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、14号＝傍聴者による録音及び撮影の許可について早急に対応すること。15号＝委員会傍聴の許可制の即時廃止について早急に対応すること。16号1項＝永谷さよこ議員のYouTube出演に関する議会運営委員会での協議において本人が傍聴している場合には、必ず本人に直接の発言機会を与えること。2項＝今後、議員が関与する案件においては、会派代表者に限らず、本人が説明責任を果たすために直接発言ができるよう、議会内の手続を改善すること。3項＝公正で透明性のある議論を行い、市民の信頼を回復するための措置を講じること。17号＝委員会において傍聴希望者の氏名を委員に公表する行為の即時停止並びに個人情報保護に関するガイドラインの策定及び徹底について早急に対応すること。18号＝委員会のインターネット配信について早急に対応すること。19号＝委員会において視察を行ったときは、その内容をインターネット配信される本会議で報告し、関係部署と意見交換の場を設けること。20号1項＝議会中継映像の常時公開及び編集のため公開までに数日を要するアーカイブの速やかな公開を行うこと。2項＝議事録や資料のオンライン公開を徹底すること。3項＝陳情に対する迅速かつ適切な対応を行うこと。21号1項＝議員の活動報告書を定期的に公開すること。2項＝議員の出席状況や賛否状況を公開すること。3項＝議員ごとの一般質</p>	

問の回数まとめを公開すること。4項＝議員の政務活動費の詳細な報告と公開を行うこと。22号1項＝住民意見を収集するための定期的なアンケート調査を実施すること。2項＝住民参加型ワークショップや公聴会を定期開催すること。3項＝住民の意見を議会で取り上げるための明確な手続を制定すること。23号＝メールやLINE、専用フォームなどによる請願・陳情・要望書の受付について早急に対応すること。24号＝公金を使って視察を行うのであれば、市内視察旅行を行うこと。26号＝会派規則の即時公開について早急に対応すること。28号＝市の公式ホームページにおける委員会動画の公開はもとより、動画配信者に対する取材許可を前向きに検討すること。29号＝市議会図書室利用者の住所・氏名を提出することの廃止及び同図書室利用に議長許可を必要とする図書室規程の見直しについて早急に対応すること。30号＝政務活動費で作成した印刷物等の成果品を市議会図書室において早急に保管・公開すること。33号＝本会議中継において議員の顔と氏名が分かる映像を撮影することについて早急に対応すること。34号＝本会議中継に係る視聴回数の公開について早急に対応すること。35号＝本会議中継のYouTube配信について早急に対応すること。36号＝鹿児島市公式X等のSNSにおける委員会の開催告知について早急に対応すること。37号1項＝市民意見の的確な把握に努めることを明文化すること。2項＝議員が市民との意見交換を行い、調査・研究活動を通じて政策立案や政策提言を積極的に行うことを明文化すること。3項＝議会の会議を原則として公開し、市民に対して積極的に情報を発信し、説明責任を果たすことを明文化すること。4項＝市長等が議員の質問に対して反問することができるよう規定を設けること。5項＝議長及び副議長の選出過程を明確にする方策を講じること。6項＝政務活動費の使途に関して透明性を確保することを明文化すること。7項＝議員が市民全体の代表者として高い倫理性を持つよう努めることを明文化すること。以上の事項について鹿児島市議会基本条例により詳細に定めること。39号＝議場の有効活用について市議会において積極的に取り組むこと。40号＝開示決定された公文書のメールでの送付について市議会において積極的に取り組むこと。42号＝本会議・委員会に出席する当局職員については、コストの観点から、全員ではなく発言の可能性がある職員に限ること。以上の点について要請されたものである。

委員会においては、各面から検討した結果、14号については、傍聴者の録音について中核市62市中51市が禁止、撮影について52市が禁止していること。また、ユーチューブ等で動画を切り貼りして配信するなどの懸念があることから、動画配信の在り方についても検討する必要があると考えること。

15号については、陳情文書表に「市民が自由に議会の様子を傍聴することが制限されている」とあるが、委員会条例に「委員会は、議員のほか、委員長長の許可を得た者が傍聴することができる」と規定しており、現在、議会運営委員会はおおむね8人、その他の委員会はおおむね12人まで委員長が許可すれば傍聴を認める取扱いとなっていること。また、傍聴許可が諮られた場合、許可しなかった事例はないこと。

16号については、当該議員及び所属会派が、会議規則にある委員外議員の発言に関する規定を承

知した上で対応していたことを踏まえると、陳情としてなじまないと考えること。

17号については、委員会は委員長の許可を得た者が傍聴できるとされており、傍聴申込みがあった場合、委員長が委員に諮った上で許可する取扱いとしていることから、その方法については検討の余地があると思われるものの、委員が傍聴申込者の氏名を把握することは今後も必要であると考えること。また、本市議会における個人情報の取扱いについては、条例等にのっとり適切に取り組んでいること。

18号については、本年度、委員会室に将来的な映像配信システムの整備を見据え、マイク設備等を整備していること。

19号については、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会が行政視察を行った際の報告は、市議会ホームページや市議会が発行している調査時報において公開しているほか、毎年1回、5月臨時会で行っている特別委員会の調査経過報告の中で報告していること。また、関係部署との意見交換の場については、本会議や委員会等において、視察内容に関して当局の見解を求めるなどの対応を行っていることから、特に設ける必要はないと考えること。

20号については、視聴者が必要な情報を検索しやすいよう、議員ごとに映像を分割する作業等を行うため、録画放映の公開までに原則として4日程度の日数が必要であること。また、不適切発言があった場合、発言取消し等の対応がなされるまで、そのまま放映され続けることは問題であり、慎重に取り扱う必要があると考えること。

21号については、本市議会では、市議会だよりや市議会ホームページにおいて議員活動等を公開していること。また、各議員がそれぞれの主張や見解に基づいて個別に市政報告を発信していると考えること。

22号については、アンケート調査は、各会派や各議員が必要に応じて実施すればよいと考えること。また、住民参加型のワークショップや公聴会の定期開催については、これまで本市議会においても出前議会等について議論してきた経過があり、現在、子供議会などを視野に望ましい形態の検討が続いていること。住民の意見を議会で取り上げるための明確な手続の制定については、議会としては協議した経過はないが、各議員が地域住民や市民団体からの要望等を踏まえ選挙で公約に掲げ、実現に向けて取り組んでいると考えること。

23号については、会議規則では、請願・陳情書には、請願・陳情者が署名又は記名押印をしなければならないと規定しており、特に請願では紹介議員が必要となること。また、全国市議会議長会の調査によると、40市が請願・陳情手続のオンライン化を実施しているが、手続のオンライン化に当たっては実務上の課題もあることから、これらの課題の整理が必要であると考えること。

24号については、各議員が必要に応じて市内の視察を行っているほか、特別委員会においても桜島火山爆発総合防災訓練等の実績があること。また、各議員がそれぞれ市民への報告会等を定期的で開催しているほか、市民の声を聞くために出向く活動も行っていること。

26号については、市議会基本条例で「議員は、議会活動を行うため、同一の政策上の理念を有す

る議員で構成する会派を結成できるものとする」と規定しており、会派の考え方は、この条文により公開されていると考えること。

28号については、14号及び18号と同趣旨の陳情であること。

29号については、市議会図書室は、地方自治法で、議員の調査研究に資するために設置し、一般にこれを利用させることができると規定されており、重要な書物や記録を適正に管理する上では、一定の手続が必要であると考えること。

30号については、政務活動費の交付に関する条例等では、印刷物等の成果品を添付してはならないという規定もないことから、各会派においてそれぞれ判断することによいと考えること。

33号については、議会中継は、議員の質疑及び当局の答弁を伝えることが目的であり、現行のとおりによいと考えること。

34号については、議会生中継は1時間ごとの新たなアクセス件数は把握できるが、その時点での実際の視聴件数とは異なること。録画放映は1か月ごとの個別動画再生件数等が把握できるが、集計作業にかなりの労力を要すること等から、公開は難しいと考えること。

35号については、議会中継にユーチューブを利用している中核市は62市中11市であり、このうち、生中継のみが5市、録画放映のみが4市、両方が2市であること。また、ユーチューブ配信におけるトラブルとして、ユーチューブ運営側の都合により、本会議等の生中継及び録画放映が視聴できなくなった事例等が確認されていること。

36号については、令和6年10月から鹿児島市公式Xや市議会公式フェイスブック、インスタグラムにおいて、各委員会の開催告知を行っていること。

37号については、陳情文書表記載の7項目は、既に市議会基本条例に詳細に規定されており、現行のとおりによいと考えること。

39号については、議場は緊急時などいつでも本会議が開けるように備えることが必要であり、議会としての本来の役割を發揮できるよう、さらなる充実をしてから目的外利用による活用を行うことが望ましいと考えること。また、学校や町内会、市民から要望があった際は議場見学を受け入れており、一定の活用が図られていること。

40号については、利便性だけを考えた場合、メールでの送付も考えられるが、情報漏えいなどのセキュリティ対策、資料のコピー代の徴収方法、SNSにおける取扱い等の課題があることから、他都市調査を行うなど、慎重な対応が必要であると考えること。

42号については、本会議・委員会に出席する当局職員の必要性は質疑を行う議員が判断すべきであり、当局職員は職務の一環で出席していることから、特段の影響はないと考えること。

なお、今回の陳情全般を踏まえた場合、議会の運営に関しては、これまで議会運営委員会において脈々と協議がなされ、その結果が現在の在り方となっていると考える。陳情文書表にある、市議会の常識は市民の非常識であるというようなことは、これまで積み上げてきた経過すら冒瀆する内容と受け止められかねない内容であることから、陳情全般について到底受け入れられる内容ではないこと。

以上の点を踏まえ、委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨に沿えないものとして、いずれも不採択とすべきものと決定。